

令和 5 年 第 1 回

さくら市議会臨時会議案書

# 付 議 事 件

第 1 回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 税条例の一部改正）	市 長	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 都市計画税条例の一部改正）	”	P10
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 国民健康保険税条例の一部改正）	”	P13
4	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年 度さくら市一般会計補正予算（第 14 号））	”	P16
5	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年 度さくら市一般会計補正予算（第 2 号））	”	P42
6	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）	”	P61

## 議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 さくら市税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 3 号

専決処分書

さくら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 16 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条中「第 5 号の 15 様式」の次に「又は第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第

22 項第 1 号」に、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に、同条第 20 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 27 項を削る。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名

称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月1日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第 16 条の 4 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和 5 年度分及び令和 6 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3 法附則第 16 条の 4 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 4 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - (5) 法附則第 16 条の 4 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第 16 条の 4 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 15 条の 2 を削り、第 15 条の 2 の 2 を第 15 条の 2 とし、第 15 条の 2 の 3 を第 15 条の 2 の 2 とし、第 15 条の 2 の 4 を第 15 条の 2 の 3 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 25 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のさくら市税条例（次条第 2 項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に



関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第 15 条の 2 及び第 15 条の 6 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 16 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

### 記

専決処分第 4 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 4 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 17 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 9 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 18 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、

第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のさくら市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 18 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

## 議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 5 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 5 号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 18 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成 17 年さくら市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合においては、これを」に改める。

附則第 12 項、第 13 項及び附則第 15 項から第 20 項までの規定中「第 21 条第 1 項の」を「第 21 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 4 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

### 記

専決処分第 6 号 令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 5 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志



専決処分第 6 号 専決処分書

令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 4 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,061 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 215 億 3,594 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	
	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	
	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 環 境 性 能 割 交 付 金	
	1 環 境 性 能 割 交 付 金
10 地 方 特 例 交 付 金	
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
15 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	3 委 託 金
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
205,505	8,730	214,235
50,000	928	50,928
145,000	7,435	152,435
10,505	367	10,872
4,000	△2,345	1,655
4,000	△2,345	1,655
20,000	12,014	32,014
20,000	12,014	32,014
15,000	8,786	23,786
15,000	8,786	23,786
50,000	37,972	87,972
50,000	37,972	87,972
940,000	169,309	1,109,309
940,000	169,309	1,109,309
80,000	7,760	87,760
80,000	7,760	87,760
20,000	1,839	21,839
20,000	1,839	21,839
63,855	△14	63,841
300	△14	286
3,217,502	41,934	3,259,436
3,217,502	41,934	3,259,436
5,429	5	5,434
5,429	5	5,434
3,717,373	5,738	3,723,111
1,248,525	5,738	1,254,263
1,458,523	131	1,458,654
112,033	131	112,164
250,007	6,844	256,851
250,007	6,844	256,851
638,665	△306,783	331,882
602,051	△306,783	295,268

款		項	
21 諸	収	入	
			4 雜
22 市		債	
			1 市
歳		入	
		合	
		計	

補正前の額	補正額	計
1,645,507	132,399	1,777,906
143,381	132,399	275,780
795,069	△13,700	781,369
795,069	△13,700	781,369
21,425,323	110,619	21,535,942

歳 出

款		項	
2 総務費			
	1	総務	管理費
3 民生費			
	1	社会	福祉費
	2	児童	福祉費
5 農林水産業費			
	1	農	業費
7 土木費			
	1	土木	管理費
	2	道路	橋梁費
8 消防費			
	1	消	防費
9 教育費			
	1	教育	総務費
	5	社会	教育費
	6	保健	体育費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,391,577	144,899	2,536,476
1,917,212	144,899	2,062,111
7,129,031	△10,000	7,119,031
2,907,408	△10,000	2,897,408
3,580,663	0	3,580,663
925,721	△22,617	903,104
901,348	△22,617	878,731
2,078,060	0	2,078,060
140,908	0	140,908
785,190	0	785,190
789,707	0	789,707
789,707	0	789,707
2,285,304	△1,663	2,283,641
575,729	△1,663	574,066
434,405	0	434,405
589,332	0	589,332
21,425,323	110,619	21,535,942

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備事業費	千円 32,500	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 32,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
急傾斜地崩壊対策事業費	8,600				8,300			
市道整備事業費	306,500				290,100			
消防ポンプ自動車整備事業費	15,300				11,200			
B&G海洋センター改修事業費	15,600				22,800			



令和4年度さくら市一般会計補正予算  
(第14号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
2 地方譲与税	205,505
3 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金	15,000
6 法人事業税交付金	50,000
7 地方消費税交付金	940,000
8 ゴルフ場利用税交付金	80,000
9 環境性能割交付金	20,000
10 地方特例交付金	63,855
11 地方交付税	3,217,502
12 交通安全対策特別交付金	5,429
15 国庫支出金	3,717,373
16 県支出金	1,458,523
18 寄附金	250,007
19 繰入金	638,665
21 諸収入	1,645,507
22 市債	795,069
歳入合計	21,425,323

(単位：千円)

補正額	計	備考
8,730	214,235	
△2,345	1,655	
12,014	32,014	
8,786	23,786	
37,972	87,972	
169,309	1,109,309	
7,760	87,760	
1,839	21,839	
△14	63,841	
41,934	3,259,436	
5	5,434	
5,738	3,723,111	
131	1,458,654	
6,844	256,851	
△306,783	331,882	
132,399	1,777,906	
△13,700	781,369	
110,619	21,535,942	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		2,391,577	144,899
3	民生費		7,129,031	△10,000
5	農林水産業費		925,721	△22,617
7	土木費		2,078,060	0
8	消防費		789,707	0
9	教育費		2,285,304	△1,663
歳出合計			21,425,323	110,619

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,536,476	131			144,768	
7,119,031	5,738			△15,738	
903,104		△100	118,326	△140,843	
2,078,060		△16,700	5	16,695	
789,707		△4,100		4,100	
2,283,641		7,200	1,848	△10,711	
21,535,942	5,869	△13,700	120,179	△1,729	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	205,505	8,730	214,235
	1 地方揮発油譲与税	50,000	928	50,928
		1 地方揮発油譲与税	50,000	928
	2 自動車重量譲与税	145,000	7,435	152,435
		1 自動車重量譲与税	145,000	7,435
	3 森林環境譲与税	10,505	367	10,872
1 森林環境譲与税		10,505	367	10,872

3	利子割交付金	4,000	△2,345	1,655
	1 利子割交付金	4,000	△2,345	1,655
		1 利子割交付金	4,000	△2,345

4	配当割交付金	20,000	12,014	32,014
	1 配当割交付金	20,000	12,014	32,014
		1 配当割交付金	20,000	12,014

5	株式等譲渡所得割交付金	15,000	8,786	23,786
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	8,786	23,786
		1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	8,786

6	法人事業税交付金	50,000	37,972	87,972
	1 法人事業税交付金	50,000	37,972	87,972
		1 法人事業税交付金	50,000	37,972

7	地方消費税交付金	940,000	169,309	1,109,309
	1 地方消費税交付金	940,000	169,309	1,109,309
		1 地方消費税交付金	940,000	169,309

8	ゴルフ場利用税交付金	80,000	7,760	87,760
---	------------	--------	-------	--------

2 地方譲与税  
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	928	地方揮発油譲与税	928
1 自動車重量譲与税	7,435	自動車重量譲与税	7,435
1 森林環境譲与税	367	森林環境譲与税	367

1 利子割交付金	△2,345	利子割交付金	△2,345

1 配当割交付金	12,014	配当割交付金	12,014

1 株式等譲渡所得割交付金	8,786	株式等譲渡所得割交付金	8,786

1 法人事業税交付金	37,972	法人事業税交付金	37,972

1 地方消費税交付金	169,309	地方消費税交付金 社会保障財源交付金	37,430 131,879

--	--	--	--

款		項	目	補正前の額	補正額	計
	1	ゴルフ場利用税交付金		80,000	7,760	87,760
		1	ゴルフ場利用税交付金	80,000	7,760	87,760
9		環境性能割交付金		20,000	1,839	21,839
	1	環境性能割交付金		20,000	1,839	21,839
		1	環境性能割交付金	20,000	1,527	21,527
		2	自動車取得税交付金	0	312	312
10		地方特例交付金		63,855	△14	63,841
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		300	△14	286
		1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	300	△14	286
11		地方交付税		3,217,502	41,934	3,259,436
	1	地方交付税		3,217,502	41,934	3,259,436
		1	地方交付税	3,217,502	41,934	3,259,436
12		交通安全対策特別交付金		5,429	5	5,434
	1	交通安全対策特別交付金		5,429	5	5,434
		1	交通安全対策特別交付金	5,429	5	5,434
15		国庫支出金		3,717,373	5,738	3,723,111
	2	国庫補助金		1,248,525	5,738	1,254,263
		1	総務費国庫補助金	644,045	5,738	649,783
16		県支出金		1,458,523	131	1,458,654
	3	委託金		112,033	131	112,164



節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	7,760	ゴルフ場利用税交付金	7,760
1 環境性能割交付金	1,527	環境性能割交付金	1,527
1 自動車取得税交付金	312	自動車取得税交付金	312
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△14	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△14
1 地方交付税	41,934	特別交付税 震災復興特別交付税	42,160 △226
1 交通安全対策特別交付金	5	交通安全対策特別交付金	5
1 総務費補助金	5,738	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	5,738

款		項	目	補正前の額	補正額	計
		1	総務費委託金	109,861	131	109,992
18			寄附金	250,007	6,844	256,851
	1		寄附金	250,007	6,844	256,851
		1	一般寄附金	2	6,844	6,846
19			繰入金	638,665	△306,783	331,882
	2		基金繰入金	602,051	△306,783	295,268
		1	財政調整基金繰入金	306,783	△306,783	0
21			諸収入	1,645,507	132,399	1,777,906
	4		雑入	143,381	132,399	275,780
		2	雑入	143,376	132,399	275,775
22			市債	795,069	△13,700	781,369
	1		市債	795,069	△13,700	781,369
		4	農林水産業債	32,500	△100	32,400
		5	土木債	348,500	△16,700	331,800
		6	消防債	15,300	△4,100	11,200
		7	教育債	96,700	7,200	103,900

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費委託金	131	市町村総合交付金	131
1 一般寄附金	6,844	早乙女桜並木再整備募金	6,844
1 財政調整基金繰入金	△306,783	財政調整基金繰入金	△306,783
1 総務費雑入	120,174	栃木県市町村振興協会交付金 建物損害共済保険金（財政課）	1,848 118,326
8 教育費雑入	12,225	とちぎ国体さくら市実行委員会負担金返還金	12,225
1 農道整備事業債	△100	農道整備事業費	△100
1 急傾斜地崩壊対策事業債	△300	急傾斜地崩壊対策事業費	△300
2 市道整備事業債	△16,400	市道整備事業費	△16,400
1 消防施設整備事業債	△4,100	消防ポンプ自動車整備事業費	△4,100
2 B&G海洋センター改修事業債	7,200	B&G海洋センター改修事業費	7,200

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	2,391,577	144,899	2,536,476	131			144,768
1	総務管理費	1,917,212	144,899	2,062,111	131			144,768
	7 企画費	213,704	49,540	263,244	131			49,409
	8 基金費	27,586	95,359	122,945				95,359

3	民生費	7,129,031	△10,000	7,119,031	5,738			△15,738
1	社会福祉費	2,907,408	△10,000	2,897,408				△10,000
	2 障がい者福祉費	1,207,509	△10,000	1,197,509				△10,000
2	児童福祉費	3,580,663	0	3,580,663	5,738			△5,738
	1 児童福祉総務費	1,742,805	0	1,742,805	5,738			△5,738

5	農林水産業費	925,721	△22,617	903,104		△100	118,326	△140,843
1	農業費	901,348	△22,617	878,731		△100	118,326	△140,843
	3 農業振興費	148,470	△20,910	127,560				△20,910
	5 農地費	209,011	△1,707	207,304		△100		△1,607
	7 農業構造改善費	314,561	0	314,561			118,326	△118,326

7	土木費	2,078,060	0	2,078,060		△16,700	5	16,695
1	土木管理費	140,908	0	140,908		△300		300
	1 土木総務費	140,908	0	140,908		△300		300
2	道路橋梁費	785,190	0	785,190		△16,400	5	16,395
	1 道路維持費	399,594	0	399,594		△26,700	5	26,695
	2 道路建設改良費	325,290	0	325,290		5,900		△5,900

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	49,540	○桜の郷づくり事業 基金積立金	49,540 49,540
24 積立金	95,359	○基金積立事業 基金積立金	95,359 95,359

18 負担金、補助 及び交付金	△10,000	○障がい者施設等検査費用助成事業 補助金	△10,000 △10,000
		(財源更正)	

18 負担金、補助 及び交付金	△20,910	○肥料価格高騰対策支援事業 交付金	△20,910 △20,910
18 負担金、補助 及び交付金	△1,707	○土地改良区等電力料金高騰対策支援事業 補助金	△1,707 △1,707
		(財源更正)	

		(財源更正)	
		(財源更正)	
		(財源更正)	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 橋梁維持費	60,306	0	60,306		4,400		△4,400	
8	消防費	789,707	0	789,707		△4,100		4,100
1	消防費	789,707	0	789,707		△4,100		4,100
	1 非常備消防費	63,636	0	63,636		△4,100		4,100
9	教育費	2,285,304	△1,663	2,283,641		7,200	1,848	△10,711
1	教育総務費	575,729	△1,663	574,066				△1,663
	2 事務局費	437,657	△1,663	435,994				△1,663
5	社会教育費	434,405	0	434,405			1,848	△1,848
8	博物館費	127,062	0	127,062			1,848	△1,848
6	保健体育費	589,332	0	589,332		7,200		△7,200
	2 体育施設費	253,762	0	253,762		7,200		△7,200

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)
		(財源更正)
7 報 償 費	△1,000	○学校教育課庶務事務 交付金
18 負担金、補助 及び交付金	△663	○非常勤講師活用事業 報償金
		(財源更正)
		(財源更正)

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	13,611,863	13,575,238	1,073,169	1,698,410	12,949,997
(1) 総務	5,816,991	6,117,263	272,969	634,679	5,755,553
(2) 民生	372,104	321,562	29,100	62,662	288,000
(3) 衛生	329,659	325,596	0	27,788	297,808
(4) 農林水産	602,766	539,004	32,400	76,074	495,330
(5) 商工	33,800	90,410	0	10,000	80,410
(6) 土木	2,711,951	2,575,521	321,100	414,349	2,482,272
(7) 消防	623,324	567,784	22,400	84,988	505,196
(8) 教育	3,121,268	3,038,098	395,200	387,870	3,045,428
2 災害復旧費	90,594	88,993	0	12,310	76,683
(1) 公共土木施設	41,944	40,768	0	2,202	38,566
(2) 農林水産業施設	48,650	48,225	0	10,108	38,117
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	13,702,457	13,664,231	1,073,169	1,710,720	13,026,680





議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 7 号 令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 7 号 専決処分書

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,550 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 210 億 7,737 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 4 月 25 日

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,998,177	45,500	3,043,677
630,364	45,500	675,864
21,031,871	45,500	21,077,371

歳 出

款		項	
2 総	務	費	
			1 総 務 管 理 費
3 民	生	費	
			2 児 童 福 祉 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,209,059	440	2,209,499
1,779,487	440	1,779,927
6,915,634	45,060	6,960,694
3,311,259	45,060	3,356,319
21,031,871	45,500	21,077,371





令和5年度さくら市一般会計補正予算  
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国	庫 支 出 金	2,998,177
	歳 入 合 計	21,031,871

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
45,500	3,043,677	
45,500	21,077,371	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総 務 費	2,209,059	440
3 民 生 費	6,915,634	45,060
歳 出 合 計	21,031,871	45,500

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,209,499	440				
6,960,694	45,060				
21,077,371	45,500				

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,998,177	45,500	3,043,677
	2 国庫補助金	630,364	45,500	675,864
	2 民生費国庫補助金	145,109	45,500	190,609

15 国庫支出金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	45,500	ひとり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 ひとり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費補助金 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事務費補助金
		26,000 318 18,500 682

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,209,059	440	2,209,499	440			
	1 総務管理費	1,779,487	440	1,779,927	440			
	9 情報処理費	311,703	440	312,143	440			

3	民生費	6,915,634	45,060	6,960,694	45,060			
	2 児童福祉費	3,311,259	45,060	3,356,319	45,060			
	8 低所得の子 育て世帯に 対する生活 支援特別給 付金事業費	0	45,060	45,060	45,060			



2 総務費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	440	○住民情報関連システム管理事業 業務委託料	440 440

3 職員手当等	350	○低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業 時間外勤務手当 消耗品費 通信運搬費 手数料 交付金	45,060
10 需用費	100		350
11 役務費	110		100
			50
18 負担金、補助及び交付金	44,500		60
			44,500

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 287 ) 365	393,065	1,278,359	801,090	2,472,514	496,952	2,969,466	
補正前	( 287 ) 365	393,065	1,278,359	800,740	2,472,164	496,952	2,969,116	
比 較	( 0 ) 0	0	0	350	350	0	350	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	36,826	17,854	883	124,556	2,265
	補正前	26,952	36,826	17,854	883	124,206	2,265
	比 較	0	0	0	0	350	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	332,046	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	332,046	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 2 ) 313	0	1,139,609	680,432	1,820,041	387,073	2,207,114	
補正前	( 2 ) 313	0	1,139,609	680,082	1,819,691	387,073	2,206,764	
比 較	( 0 ) 0	0	0	350	350	0	350	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	18,048	17,854	883	116,430	2,265
	補正前	26,952	18,048	17,854	883	116,080	2,265
	比 較	0	0	0	0	350	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。



議案第 6 号

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 96 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 212 億 7,833 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
歳 入 合 計			

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,043,677	119,739	3,163,416
675,864	119,739	795,603
1,271,082	81,226	1,352,308
1,271,080	81,226	1,352,306
21,077,371	200,965	21,278,336

歳 出

款		項	
2 総	務	費	
			1 総 務 管 理 費
4 衛	生	費	
			1 保 健 衛 生 費
歳 出		合 計	



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,209,499	164,451	2,373,950
1,779,927	164,451	1,944,378
1,528,598	36,514	1,565,112
868,849	36,514	905,363
21,077,371	200,965	21,278,336



令和5年度さくら市一般会計補正予算  
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国庫	支出金	3,043,677
19 繰	入金	1,271,082
歳入合計		21,077,371

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
119,739	3,163,416	
81,226	1,352,308	
200,965	21,278,336	

歳出

款		補正前の額	補正額
2	総務費	2,209,499	164,451
4	衛生費	1,528,598	36,514
歳出合計		21,077,371	200,965

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,373,950	119,739			44,712	
1,565,112				36,514	
21,278,336	119,739			81,226	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	3,043,677	119,739	3,163,416
	2 国庫補助金	675,864	119,739	795,603
	1 総務費国庫補助金	64,840	119,739	184,579
19	繰入金	1,271,082	81,226	1,352,308
	2 基金繰入金	1,271,080	81,226	1,352,306
	1 財政調整基金繰入金	681,180	81,226	762,406



15 国庫支出金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務費補助金	119,739	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	119,739

1 財政調整基金繰入金	81,226	財政調整基金繰入金	81,226

### 3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,209,499	164,451	2,373,950	119,739			44,712
	1	総務管理費	1,779,927	164,451	1,944,378	119,739			44,712
		9 情報処理費	312,143	1,258	313,401	1,258			
		15 特別給付金 交付事業費	0	163,193	163,193	118,481			44,712

4		衛生費	1,528,598	36,514	1,565,112				36,514
	1	保健衛生費	868,849	36,514	905,363				36,514
		2 予防費	492,068	36,514	528,582				36,514

2 総務費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	1,258	○住民情報関連システム管理事業 業務委託料	1,258 1,258
3 職員手当等	600	○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業（ 総政所管）	44,712
10 需用費	100		償還金
11 役務費	1,270	○住民税非課税世帯支援給付金事業	118,481
		時間外勤務手当	600
		消耗品費	100
12 委託料	2,511	通信運搬費	890
		手数料	380
18 負担金、補助 及び交付金	114,000	業務委託料	2,511
		交付金	114,000
22 償還金、利子 及び割引料	44,712		
22 償還金、利子 及び割引料	36,514	○新型コロナウイルスワクチン接種事業 償還金	36,514 36,514

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 287 ) 365	393,065	1,278,359	801,690	2,473,114	496,952	2,970,066	
補正前	( 287 ) 365	393,065	1,278,359	801,090	2,472,514	496,952	2,969,466	
比 較	( 0 ) 0	0	0	600	600	0	600	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	36,826	17,854	883	125,156	2,265
	補正前	26,952	36,826	17,854	883	124,556	2,265
	比 較	0	0	0	0	600	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	332,046	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	332,046	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 2 ) 313	0	1,139,609	681,032	1,820,641	387,073	2,207,714	
補正前	( 2 ) 313	0	1,139,609	680,432	1,820,041	387,073	2,207,114	
比 較	( 0 ) 0	0	0	600	600	0	600	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	18,048	17,854	883	117,030	2,265
	補正前	26,952	18,048	17,854	883	116,430	2,265
	比 較	0	0	0	0	600	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ( ) 内は、短時間勤務職員について外書き。